**介護保険負担限度額の資産要件確認について**

介護保険負担限度額の認定にあたり、被保険者及び配偶者に資産確認を行う必要があります。つきましては、下記を参照の上、資産要件確認書類を併せてご提出ください。

|  |  |
| --- | --- |
| **預貯金等に含まれるもの**※資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なものが対象 | **確認方法**※価格評価を確認できる書類の入手が容易なものは添付を求めます |
| 預貯金（普通・定期） | 通帳の写し（インターネットバンクであれば口座残高ページの写し） |
| 有価証券（株式・国債・地方債・社債など） | 証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可） |
| 金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属 | 購入先の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可） |
| 投資信託 | 銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可） |
| タンス預金（現金） | 自己申告 |

* 負債（借入金・住宅ローンなど）は、預貯金等から差し引いて計算します。借用証書などで確認しますのでご同封下さい。

※　預貯金等に含まれないもの

・生命保険、自動車、腕時計、宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属など

・絵画、骨董品、家財など

**○確認シート（貼付けた後にチェックをつける等ご確認用としてご利用下さい）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □ | **本人の通帳の写し** | 1. 口座番号・名義人等がわかるページ
2. 概ね直近３ヶ月間の明細
3. 定期預金額欄
 |
| □ | **配偶者の通帳の写し** | 1. 口座番号・名義人等がわかるページ
2. 概ね直近３ヶ月間の明細
3. 定期預金額欄
 |
| □ | 有価証券・投資信託 | 証券会社、銀行等の口座残高の写し(ｳｪﾌﾞｻｲﾄ可) |
| □ | 金・銀のような時価評価額が容易に算定可能な貴金属 | 取引後の相手方の口座残高の写し |
| □ | タンス預金(現金) | 実際に保有する金額を申請書の「その他」欄に記入 |

※写しは白黒でもカラーでも可

**・ゆうちょ銀行については、口座番号等の記載が中表紙（表紙を１枚めく　る）になっておりますのでご注意ください。（写し漏れが多くなっております。）**

・直前の記載が一括になってしまっている等、直近３ヶ月間の明細の写し　の貼付が難しい方は、別途介護保険課 給付班までお問合せください。

・不正に負担軽減を受けたときはそれまで受けた限度額に加えて、**最大２　倍の加算金の納付**を求めることがあります。